

令和8年度大野城市国民健康保険税 概算早見表

- ◆この早見表は、**大野城市における「概算」の保険税**です。実際の保険税とは異なる場合があります。税率は毎年見直しが行われます。この概算早見表は令和8年度の税率で算出しています。
- ◆早見表の金額は、**減額賦課（均等割及び平等割の減額）**が適用されていない金額です。所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。
- ◆国民健康保険税は、原則、「年10回払い」で納付していただきます。1回の納期に請求される保険税額は、1か月分の保険税額ではありませんのでご注意ください。

総所得金額等	年間保険税 (加入者1人あたり)		1か月あたりの保険税 (年間保険税÷12か月)	
	40歳～64歳の方	左記以外の方	40歳～64歳の方	左記以外の方
43万円以下	101,000円	83,000円	8,417円	6,917円
50万円	109,900円	90,300円	9,159円	7,525円
65万円	129,500円	106,500円	10,792円	8,875円
80万円	149,200円	122,700円	12,434円	10,225円
95万円	169,000円	139,000円	14,084円	11,584円
110万円	188,500円	155,100円	15,709円	12,925円
125万円	208,200円	171,300円	17,350円	14,275円
140万円	227,800円	187,400円	18,984円	15,617円
155万円	247,400円	203,600円	20,617円	16,967円
170万円	267,100円	219,800円	22,259円	18,317円
185万円	286,700円	235,900円	23,892円	19,659円
200万円	306,300円	252,100円	25,525円	21,009円
215万円	325,900円	268,200円	27,159円	22,350円
230万円	345,600円	284,500円	28,800円	23,709円
245万円	365,200円	300,600円	30,434円	25,050円
260万円	384,900円	316,800円	32,075円	26,400円
275万円	404,400円	332,900円	33,700円	27,742円
290万円	424,100円	349,100円	35,342円	29,092円
300万円	437,200円	359,900円	36,434円	29,992円
320万円	463,300円	381,400円	38,609円	31,784円
340万円	489,600円	403,000円	40,800円	33,584円
360万円	515,800円	424,600円	42,984円	35,384円
380万円	541,900円	446,100円	45,159円	37,175円
400万円	568,100円	467,700円	47,342円	38,975円
450万円	633,500円	521,500円	52,792円	43,459円
500万円	699,000円	575,500円	58,250円	47,959円
550万円	764,400円	629,300円	63,700円	52,442円
600万円	829,900円	683,300円	69,159円	56,942円
650万円	895,300円	737,100円	74,609円	61,425円
700万円	960,800円	791,100円	80,067円	65,925円
750万円	1,014,900円	844,900円	84,575円	70,409円
800万円	1,068,900円	898,900円	89,075円	74,909円
850万円	1,114,000円	944,000円	92,000円	77,834円
900万円	1,125,100円	955,100円	93,759円	79,592円

令和8年度国保税は、令和7年中（令和7年1月～令和7年12月）の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額（課税標準額）をもとに算出します。

■「総所得金額等」とは

給与所得・事業所得・不動産所得・配当所得・雑所得などを合計した合計所得金額から繰越控除を適用した後の金額です。

手取り金額や収入金額（年収）ではありません。

■下記の書類でも所得金額の確認ができます。

○確定申告書（令和7年分）の控え

★確定申告書：⑫の金額を参照してください。

※分離課税がある場合、分離課税の各所得金額から繰越控除分を引いた後の合計金額も加えてください。

○給与の源泉徴収票（令和7年分）

※給与収入のみの場合

「給与所得控除後の金額」を参照してください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額	支払金額
所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得
給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額
所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得

○公的年金等の源泉徴収票（令和7年分）

※年金収入のみの場合

「支払金額」から算出した年金所得を参照してください。

■年間保険税には限度額があります

世帯主に対して賦課できる年間保険税には上限があります。限度額は年度によって異なる場合があります。

【令和8年度 国民健康保険税 賦課限度額】

40～64歳の方：1,130,000円

上記以外の方：960,000円

注意事項

※40歳から64歳までの方は、介護保険分が併せて賦課されるため、保険税額が異なります。

※未就学児（誕生日が令和2年4月2日以降の方）は、均等割額が5割軽減（最大20,500円減額）されます。

※合計所得金額が2,400万円以下を想定しているため、基礎控除額は一律430,000円としています。

※複数名の加入者がいる場合の計算は、加入者それぞれの年間保険税額（概算早見表 参照）を合計した後に、『2人目以降の加入者数 × 41,000円』（重複する平等割分）を差し引いてください。

※18歳未満の加入者がいる場合は、加入者それぞれの年間保険税額（概算早見表 参照）を合計した後に、『18歳未満の加入者 × 1,000円』（子ども子育て均等割分）を差し引いてください。



大野城市PRキャラクター

給与収入・年金収入の所得額

◆給与収入

収入額	所得額	収入額	所得額
65万円以下	0円	420万円	292万円
108万円	43万円	430万円	300万円
115万円	50万円	460万円	324万円
130万円	65万円	480万円	340万円
145万円	80万円	500万円	356万円
160万円	95万円	520万円	372万円
175万円	110万円	540万円	388万円
190万円	125万円	560万円	404万円
210万円	139万円	620万円	452万円
230万円	153万円	680万円	502万円
250万円	167万円	730万円	547万円
270万円	181万円	780万円	592万円
300万円	202万円	840万円	646万円
320万円	216万円	895万円	700万円
340万円	230万円	945万円	750万円
360万円	244万円	995万円	800万円
380万円	260万円	1,045万円	850万円
400万円	276万円	1,095万円	900万円

◆年金収入（64歳以下）

※昭和36年1月2日以後に生まれた方

収入額	所得額
60万円以下	0円
100万円	40万円
110万円	50万円
125万円	65万円
150万円	85万円
175万円	約104万円
200万円	約123万円
225万円	約141万円
250万円	160万円
275万円	約179万円
300万円	約198万円

◆年金収入（65歳以上）

※昭和36年1月1日以前に生まれた方

収入額	所得額
110万円以下	0円
150万円	40万円
160万円	50万円
175万円	65万円
190万円	80万円
205万円	95万円
220万円	110万円
235万円	125万円
250万円	140万円
265万円	155万円
280万円	170万円
295万円	185万円
310万円	200万円
325万円	215万円
350万円	235万円
370万円	250万円

※年金所得は、公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合を想定し算出しています。公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1,001万円以上の場合は、所得額が異なりますので、お問い合わせください。

計算（例）

年齢：63歳	収入：給与収入 300万円	➡	所得：給与所得 202万円
	年金収入 100万円		年金所得 40万円
			合計所得 242万円

※所得金額調整控除(最大10万円控除)は加味していません。

令和8年度大野城市国民健康保険税率

	所得割額	均等（人数）割額	平等（世帯）割額	賦課限度額
基礎分（医療保険分） （国保加入者全員）	課税標準額 ×7.68%	被保険者1人につき 30,000円	1世帯につき 29,000円	670,000円
後期高齢者支援金等分 （国保加入者全員）	課税標準額 ×2.83%	被保険者1人につき 11,000円	1世帯につき 11,000円	260,000円
介護納付金分 （40歳以上65歳未満の人）	課税標準額 ×2.31%	被保険者1人につき 18,000円	—	170,000円
子ども・子育て支援納付金分 （※18歳未満の加入者は均等割が 免除されます）	課税標準額 ×0.27%	被保険者1人につき 1,000円	1世帯につき 1,000円	30,000円

用語解説

- 課税標準額：総所得金額等から基礎控除額を最大430,000円を控除した額です。（合計所得が2,400万円を超える場合、基礎控除額は変わります。）
- 医療保険分：国保加入者の医療費に充てるもの
- 後期高齢者支援金分：後期高齢者の医療費を、国保加入者が支援するもの
- 介護納付金分：40歳以上65歳未満の国保加入者の「介護保険料」に当たるもの
- 子ども・子育て支援納付金分：児童手当など子育て施策の拡充に充てるもの
- 所得割：世帯内の国保加入者の所得に応じて計算
- 均等割：世帯内の国保加入者の人数に応じて計算(上表の均等割×人数)